

平成26年度厚生労働科学研究費補助金  
「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」

## 看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の 開催の手引き

---

平成27年3月

## － 目次 －

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| はじめに .....                    | -1- |
| 1 実習等の指導者研修の趣旨 .....          | -3- |
| 2 実習等の指導者研修のテーマ及び内容 .....     | -3- |
| 1) 特定行為研修を修了した看護師の役割の理解 ..... | -3- |
| 2) 指導者のあり方 .....              | -3- |
| 3) 実習を行う際の指導計画作成時の工夫 .....    | -4- |
| 4) 研修受講者の評価、実習内容の評価 .....     | -4- |
| 5) その他指導者が留意すべき事項 .....       | -5- |
| 3 実習等の指導者研修の開催期間 .....        | -5- |
| 4 実習等の指導者研修の開催の形式 .....       | -6- |
| 5 その他 .....                   | -6- |

### 【別添資料】

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の進行表（例）.. | -7- |
|---------------------------------|-----|

## はじめに

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）により、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）の一部が改正され、平成２７年１０月から特定行為に係る看護師の研修制度が施行されることになった。

この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。

特定行為研修や指定研修機関の基準等については、保健師助産師看護師法第３７条の２第２項第１号に規定する特定行為及び同項第４号に規定する特定行為研修に関する省令（平成２７年厚生労働省令第３３号）において定められている。同省令により、特定行為研修は、共通科目（注１）及び区分別科目（注２）により構成され、それぞれの科目は講義、演習又は実習により行うものとされとともに、特定行為研修を行う指定研修機関の基準としては、適切な指導体制を確保していること等が定められている。

特定行為研修が効果的に実施されるためには、特定行為研修を行う指定研修機関における指導体制の質の確保が重要である。このため、「保健師助産師看護師法第３７条の２第２項第１号に規定する特定行為及び同項第４号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成２７年３月１７日医政発０３１７第１号）において、指導者は、特定行為研修の受講者である看護師に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している者でなければならず（注３）、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと等が定められている。

また、特定行為研修が効果的に行われるためには、指定研修機関の研修責任者や担当者だけでなく、指定研修機関及び実習等を行う施設の指導者が、本研修制度の趣旨を理解するとともに、看護師がこれまでに受けてきた教育の特性を考慮した指導を行うことが求められる。

以上のような理由から、平成２６年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」では、特定行為研修の指導者に対して効果的な研修が提供されることを目指し、医学・看護学教育に関する有識者、医療機関関係者等により、特定行為研修の指導者を対象とした研修のあり方について検討していただき、実習等の指導者研修の開催の手引きを作成した。

特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を開催するにあたり、本手引きを参考にすることで、効果的な研修の実現の一助としていただきたい。

- (注1) 共通科目とは、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修をいう。
- (注2) 区分別科目とは、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修をいう。
- (注3) 共通科目の各科目の指導者の中には、その研修の内容の特性に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師又は看護師であることとされている。区分別科目の指導者には、その研修の内容の特定に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者であることとされている。また、区分別科目の医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有すること、看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であることとされている。

## 1 実習等の指導者研修の趣旨

実習等の指導者研修は、指導者の資質の向上及び実習を行う施設等における適切な指導体制の確保に資することを目的とする。

また、本手引きは、特定行為研修に係る実習等の指導者研修を開催する者に対し、研修の内容、研修の望ましい形式等を示すことにより、実習等の指導者研修の効果的な実施を推進することを目的とする。

なお、実習等の指導者研修の対象者は、医師又は歯科医師に限らず、薬剤師、知識及び経験を有する看護師等が想定される。

## 2 実習等の指導者研修のテーマ及び内容

実習等の指導者研修においては、以下に掲げるテーマ及び内容を含めることが望ましい。

### 1) 特定行為研修を修了した看護師の役割の理解

実習等の指導者は、特定行為研修の制度の目的及び特定行為研修を修了した看護師の役割を十分に理解し、指導に当たる必要がある。

また、指導者は、特定行為研修を修了した看護師が多職種協働を推進する役割を期待されていることや、根拠に基づいた医療の提供及び医療安全管理が求められることについて、十分に理解しておくことが必要である。

(実習等の指導者研修の内容例)

- ・ 本研修制度の趣旨
- ・ 特定行為及び特定行為区分
- ・ 特定行為研修の基準等（特定行為研修の到達目標、教育内容及び評価等）
- ・ 多職種協働（チーム医療）の推進における特定行為研修修了者の役割・期待
- ・ 根拠に基づいた医療の提供
- ・ 医療安全管理、院内感染対策

### 2) 指導者のあり方

実習等の指導者は、指導にあたってフィードバック技法やコーチング法を身につけることにより、効果的な指導を行うことが期待される。

また、特定行為研修の受講者である看護師は、これまでに受けてきた看護の教育・生涯学習とは異なる環境で学ぶことになることや、働きながら学ぶ者が想定されることから、指導者には、受講者の身体的・精神的コンディションにも配慮した指導が求められる。

(実習等の指導者研修の内容例)

- ・フィードバック技法（コーチング法を含む）

### 3) 実習を行う際の指導計画作成時の工夫

実習等の指導者は、特定行為研修における実習を行う際の指導計画を作成するに当たり、実習に係る緊急時の対応に係る手順を文書化する等医療安全に配慮しつつ、指導体制を確保し、効果的な指導を行う必要がある。

まず、実習等の指導者は、特定行為研修の受講者がこれまでに受けてきた教育の背景を考慮しつつ、ニーズアセスメントを行い、受講者の身体的・精神的コンディションにも配慮した指導計画を作成することが必要である。

また、特定行為研修のうち、患者を相手とする実習に関しては、特定行為研修の対象となる症例を確保するとともに、予期せぬ合併症への対処など、遭遇する頻度は低いものの修得が必要な能力についても、効果的な指導を行えるよう、カンファレンスや症例検討会を活用したり、シミュレーションによる学習を設定するなど、実習を行う際の指導計画作成時の工夫が必要である。

また、実習を行う際の指導計画の作成の段階から指定研修機関の特定行為研修の責任者と連携し、実習を行う際の指導計画及び評価の指針の共有等を行うことにより、標準的な指導及び評価が行われるよう配慮するとともに、実習における指導の進捗管理を行うことが求められる。

(実習等の指導者研修の内容例)

- ・ニーズアセスメント
- ・実習の具体的運用（患者に対する実技とその他の方法による学習の効果的な組合せ、シミュレーション教育の組み立て）
- ・指導体制（医療安全の確保、責任体制、指示系統の明確化）等
- ・指定研修機関の特定行為研修の責任者との連携（指導計画・評価の指針の共有等）

### 4) 研修受講者の評価、実習内容の評価

特定行為研修の評価は、研修に必要な時間数以上受講していることを確認するとともに、試験等を実施することにより行うものとされている。

また、各種実習では、構造化された評価表を用いて観察評価（Direct Observation of Procedural Skills（DOPS）等）を行うとともに、受講者に、ポートフォリオを利用して評価結果を集積し、自己評価、振り返りを促すことが望ましいとされている。

そのため、実習等の指導者は、実習現場における能力評価（Workplace based Assessment）について適切な評価方法を身につけることが求められるとともに、ポートフォリオを活用した振り返りの方法も含めて、リフレクション（reflection）の手法についても身につけることが求められる。

（実習等の指導者研修の内容例）

- ・ Mini-Clinical Evaluation Exercise (Mini-CEX)
- ・ DOPS
- ・ その他の観察記録ツール
- ・ リフレクション手法（ポートフォリオの活用等を含む）

※実習現場における能力評価（Workplace based Assessment）の留意点等を含む。

#### 5）その他指導者が留意すべき事項

医療安全に配慮して実習を行うため、実習の指導を行うに当たっては、受講者が実習を行う施設等の理念及びシステム等について十分理解するよう指導を行う必要がある。

また、実習等の指導者は、実習を行う際には、患者及び家族への説明及び同意の取得を行うだけでなく、医療に関する安全管理のための体制を確認した上、実習を行う医療現場の関係者の理解が十分得られるよう配慮することが必要である。

さらに、本制度においては、職種の異なる複数の指導者による指導が必要となることも想定され、それらの指導者が連携し効果的な指導ができる体制づくりが重要である。

（実習等の指導者研修の内容例）

- ・ 実習を行う施設等の理念及びシステム等に関する研修受講者の理解
- ・ 実習を行う施設等の特性を踏まえた留意点等
- ・ 患者及び家族への説明及び同意の取得
- ・ 医療現場の関係者の理解
- ・ 指導者間の連携、実習を行う施設等の特定行為研修の実施責任者等との連携

### **3 実習等の指導者研修の開催期間**

実習等の指導者研修の開催期間は、原則として、1日程度（実質的な研修時間は6時間程度）が適当と考えられる。

## 4 実習等の指導者研修の開催の形式

実習等の指導者研修は、参加者主体の体験型研修（ワークショップ形式）で行うことが望ましい。

講義を行う場合も、バズセッションを含む等により、参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであることが望ましい。

## 5 その他

### 1) 受講者の背景に関する留意点

医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の臨床研修において指導を行う医師等は、医師の臨床研修に係る指導医講習会（歯科医師の場合、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会）を受講することとされている。同講習会は、臨床研修制度の理念と概要のほか、研修プログラムの立案や指導医・歯科指導医のあり方、研修プログラムの評価等をテーマとして実施されているところである。

特定行為研修に係る実習等の指導者研修においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が受講することが想定されるため、既に指導医講習会を受講している医師等と指導医講習会を受講していない者が受講することとなる。このため、受講者の職種や経験を考慮して、研修プログラムの内容や時間数を検討することが望ましい。

### 2) 指定研修機関が実習等の指導者に研修を行う際の留意点

指定研修機関が、本手引きを活用し、実習等の指導者に研修を行うにあたっては、本手引きの「2 実習等の指導者研修のテーマ及び内容」で示した内容に加え、指定研修機関としての特定行為研修の方針や特徴、特定行為研修の全体構成、想定される受講者の特性等について、実習等の指導者が十分に理解できるよう研修を行う必要がある。

#### <看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き作成のための有識者会議委員>

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 釜 范 敏  | 公益社団法人日本医師会常任理事               |
| 神野 正博  | 公益社団法人全日本病院協会副会長              |
| 菊野 隆明  | 独立行政法人国立病院機構東京医療センター救命救急センター長 |
| 高橋 弘明  | 岩手県立中央病院医療研修部長                |
| 藤内 美保  | 大分県立看護科学大学教授                  |
| ※春山 早苗 | 自治医科大学看護学部長                   |
| 平原 佐斗司 | 梶原診療所内科・在宅総合ケアセンター長           |
| 前野 哲博  | 筑波大学医学医療系地域医療教育学教授            |
| 溝上 祐子  | 公益社団法人日本看護協会看護研修学校認定看護師教育課程長  |
| 山田 雅子  | 聖路加国際大学教授                     |

※研究代表者（五十音順、敬称略）

#### <事務局>

|        |               |
|--------|---------------|
| 村上 礼子  | 自治医科大学看護学部准教授 |
| 飯塚 由美子 | 自治医科大学看護学部助教  |
| 江角 伸吾  | 自治医科大学看護学部助教  |

## 看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の進行表(例)

日時)平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日)

主催)

場所)

| 時 刻           | 分  | 事 項(テーマ)                                             | 内 容                   | 方法         | 担当  | 備考・資料 |
|---------------|----|------------------------------------------------------|-----------------------|------------|-----|-------|
| 9:30 ~ 9:55   | 25 | 受付                                                   |                       |            | 事務局 |       |
| 9:55 ~ 10:00  | 5  | 総合プレアンケート                                            |                       | PLS        |     |       |
| 10:00 ~ 10:10 | 10 | 責任者の挨拶<br>スタッフ紹介<br>オリエンテーション                        | 主催者挨拶                 | 全体         | 事務局 |       |
| 10:10 ~ 10:50 | 40 | 「特定行為に係る看護師の研修制度について」                                | 講演                    | PLS        |     |       |
| 10:50 ~ 11:00 | 10 | 「特定行為研修を修了した看護師の役割とは」                                | 説明                    | PLS        |     |       |
| 11:00 ~ 11:30 | 30 |                                                      | グループ作業<br>(KJ法等)      | SGD        |     |       |
| 11:30 ~ 11:50 | 20 |                                                      | 発表                    | PLS        |     |       |
| 11:50 ~ 12:50 | 60 | 休憩(昼食)                                               |                       |            |     |       |
| 12:50 ~ 13:10 | 20 | 方略「実習の具体的運用」<br>(特定行為研修の週間予定表の作成:医療安全確保と責任・指導体制の明確化) | 説明                    | PLS        |     |       |
| 13:10 ~ 14:10 | 60 |                                                      | グループ作業                | SGD        |     |       |
| 14:10 ~ 14:30 | 20 |                                                      | 発表                    | PLS        |     |       |
| 14:30 ~ 14:40 | 10 | 休憩                                                   |                       |            |     |       |
| 14:40 ~ 15:00 | 20 | 評価「Workplace based Assessment」                       | 説明                    | PLS        |     |       |
| 15:00 ~ 15:30 | 30 | Mini-CEX、DOPS 体験                                     | グループ作業<br>(DVD 視聴を含む) | SGD        |     |       |
| 15:30 ~ 15:50 | 20 | まとめ・振り返り                                             | まとめ                   | PLS        |     |       |
| 15:50 ~ 16:20 | 30 | 指定研修機関との連携、指導者間の連携等<br>(バズセッションを含む)                  | 講演                    | PLS        |     |       |
| 16:20 ~ 17:00 | 40 | フィードバック技法(コーチング法を含む)<br>(バズセッションを含む)                 | 講演・グループ作業(ロールプレイを含む)  | PLS<br>SGD |     |       |
| 17:00 ~ 17:10 | 10 |                                                      |                       | PLS        |     |       |
| 17:10 ~ 17:15 | 5  | 総合ポストアンケート                                           |                       | PLS        |     |       |
| 17:15 ~ 17:30 | 15 | 閉会式・修了証授与                                            |                       | PLS        | 事務局 |       |

PLS:Plenary Session 全体セッション(発表)

SGD:Small Group Discussion グループ討論